

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	母体保護法
根拠条項	第15条第2項
許認可等の種類	受胎調節実地指導員の講習の認定
法令の定め	前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生労働大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を終了した助産師、保健師又は看護師とする。 ・母体保護法施行規則第16条（認定の申請） 第17条（認定講習の認定基準） 第18条（変更の届出）
審査基準	母体保護法施行規則に定められている認定基準を満たしていること。 1 受講資格は、助産師、保健師又は看護師であること 2 講習の科目及び時間数は、別表に定めるもの以上であること 3 受講者の定員は、各学級につき10人以上30人以下であること 4 講習に必要な施設及び設備を有していること 5 運営の方法が適切であること
標準処理期間	総期間 24日・丹（注：休日は含まない。） 経路機関 10日・丹（政令市保健所（札幌、函館、小樽、旭川） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室・ 地域保健室） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 14日・丹（保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課）
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-204-6343）
申請先	政令市保健所、各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室・地域保健室
問い合わせ先	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係（医療・母子保健） （電話番号：011-204-6343）
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html ）